

令和8年度武蔵村山市雨水浸透施設設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、雨水浸透施設を設置した者に対し武蔵村山市雨水浸透施設設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、雨水浸透施設の設置を促進し、もって雨水流出の抑制による治水と雨水浸透による地下水の涵養^{かん}を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「雨水浸透施設」とは、屋根に降った雨水を地下に浸透させるための構造を持った浸透ます又は浸透トレンチをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる雨水浸透施設は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 武蔵村山市内に所有する住宅（併用住宅及び集合住宅を含む。以下同じ。）の用に供し、その敷地に設置するものであること。
- (2) 武蔵村山市雨水浸透施設設置技術基準に準拠して設置されたものであること。
- (3) 令和8年4月1日以後に着工し、令和9年2月1日までの間に設置が完了したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 雨水浸透施設を設置することにより、雨水浸透施設を設置しようとする敷地（以下「対象敷地」という。）の安全性が損なわれるおそれがある場合
- (2) 対象敷地が、武蔵村山市まちづくり条例（平成23年武蔵村山市条例第18号）第52条に規定する開発事業の対象である場合
- (3) 対象敷地が仮設住宅の敷地である場合
- (4) 対象敷地に存する住宅が不動産業者、建築業者等により売買を目的として所有され、又は使用されている場合
- (5) 対象敷地が新築住宅（第6条の規定による申請前1年以内に建築され、又は建て替えられた住宅をいう。）の敷地である場合
- (6) 対象敷地又は対象敷地に存する住宅の所有者が雨水浸透施設の設置について同意しない場合
- (7) 補助金の交付を受けようとする者が市税等を滞納している場合

(施工者)

第4条 補助金の交付の対象となる雨水浸透施設の設置工事は、武蔵村山市下水道条例（昭和48年武蔵村山市条例第45号）第5条第1項に規定する指定下水道工事店が施工するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、雨水浸透施設の設置工事に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と100,000円とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、その総額は、予算で定める額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、武蔵村山市雨水浸透施設設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 浸透施設配置図
- (3) 浸透施設構造図
- (4) 工事費見積書
- (5) 対象敷地又は対象敷地に存する住宅の所有者の同意書
- (6) 委任状（第2号様式）（申請者の代理人が申請を行う場合に限る。）

2 前項の規定による申請は、同一の対象敷地について1回に限り行うことができる。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、武蔵村山市雨水浸透施設設置補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(工事の完了報告等)

第8条 前条の規定による補助金の交付を受けた者は、補助金に係る雨水浸透施設の設置工事が完了したとき、又は交付決定通知の後において雨水浸透施設の設置工事の内容に変更が生じたときは、令和9年2月1日までに武蔵村山市雨水浸透施設設置工事完了報告書兼補助金交付額変更報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 雨水浸透施設の構造を確認することができる写真及び工事完了までの現況写真
- (2) しゅん工図

- (3) 工事費の領収証又はその写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面等

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査するとともに完了検査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、武蔵村山市雨水浸透施設設置補助金交付確定通知書(第5号様式)により当該報告をした者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、武蔵村山市雨水浸透施設設置補助金交付請求書(第6号様式)により、市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、補助金の交付請求等の手続は、武蔵村山市会計事務規則(昭和52年武蔵村山市規則第52号)及び武蔵村山市下水道事業の財務の特例を定める規則(令和2年武蔵村山市規則第22号)に定めるところによる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(維持管理の義務)

第12条 補助金の交付を受けて雨水浸透施設を設置した者は、当該施設の機能を正常に保つよう定期的に保守点検及び清掃を行う等維持管理に努めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行する。